

手続き チェックシート

Ver.202508

事前予約で待たずに手続きを開始できます！
ぜひご予約ください。



- ①WEBで日時を予約
- ②市役所でチェックイン
- ③呼出しで手続き開始

離婚される方へ

- 当事者間に離婚する意思の合致がある「協議離婚」と、裁判所が関与して離婚が成立する「調停（裁判）離婚」があります。
- 協議離婚の場合、全国共通の離婚届用紙に夫婦双方の署名と証人（成年2人）の署名のうえ、届出してください。
- 未成年のお子さんがあるときは、夫婦の一方を親権者と定めてください。
- 調停（裁判）離婚の場合は、調停の成立または審判・判決の確定した日から10日以内に届出をしてください。

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

1点で
本人確認
できるもの

＜官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証＞



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が必要なもの

- ・各種健康保険証（有効期限内）
- ・健康保険資格確認書
- ・年金手帳（証書）・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは

- ① 代理人として来られた方について本人確認をいたします
- ② 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状により確認させていただきます。
- ③ 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。



裾野市役所

〒410-1192
裾野市佐野1059番地

開庁時間 8時30分～17時15分

（土曜・日曜・祝日、年末年始[12/29～1/3]の開庁日はお休みです）

手続きチェックシートの使い方

必要な手続きの確認や、手続きに必要なものの確認にご利用ください。
転入手続きを希望する場合は、上部の二次元コードから手続きの来庁日時を予約してください。

発券機の使い方

チェックシートに記載の個別の手続きをされる場合には、
予約不要です。市役所の総合案内に設置している発券機で発券してお手続きをお願いします。

＜例：マイナンバーカードの手続きの場合＞

住所戸籍	下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	確認	担当課	手続き別の 発券機での操作
	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	住所変更	※マイナンバーカードの 申請・変更は本人の署名 が必要となります。	（お持ちの方） マイナンバーカード ・住民基本台帳カード		
	申請したマイナンバーカードを受け 取っていない方	カードが到着し取り置きしたら、 新住所までにお知らせします。 ※新住所を通知します。 ※新住所のみ記載したカードを ご希望の場合は再申請が必要ですが（有料） 住所は自動的に変更になります	※再申請を希望する場合は 受付窓口でご相談ください		市民課	④ 1).
	印鑑登録が必要な方					④ 2).



手続きチェックシート

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	確認	担当課	手続き別の 発券機操作
住所 戸籍	住所が変わる方	・住所変更 (転入・転出・転居)	転入・転出・転居の チェックシートも 確認してください！		市民課 支所OK	②
	前配偶者と同居中で、生計を別にして いる方	世帯分離届				
	姓が変わる方で、マイナンバーカード または住民基本台帳カードのいずれか をお持ちの方	氏名変更	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード		市民課	④ 1).
	姓が変わる方で旧姓の印鑑で印鑑登録 している方	自動的に登録廃止になります				① 2). [1]
	離婚後も婚姻中の姓を引き続き使用し たい場合	離婚の際に称していた氏を称する届 (戸籍法77条の2の届)	※受付窓口でご相談ください			③ 1). [6]
	お子さんの戸籍についてのご相談	入籍届、養子離縁届など	※受付窓口でご相談ください			⑤ 4).
保険 年金	国民健康保険に加入中で、姓など資格 確認書等の記載に変更がある方				国保年金課 支所OK	⑤ 3).
	→マイナ保険証の方	国民健康資格情報のお知らせの変 更				
	→マイナ保険証でない方	国民健康資格確認書の変更	変更前の国民健康保険資格確認書			
	前配偶者の勤務先の健康保険の扶養か ら外れて、国民健康保険に加入する方 資格喪失日より14日以内	国民健康保険の加入 国民年金の加入 (20歳から60歳未満)	前配偶者の勤務先の健康 保険の資格喪失証明書			
	姓が変わる方、または世帯構成に変更 がある方で、各種認定証をお持ちの方	各種認定証の変更 ※勤務先の健康保険に加入の方は 勤務先へお問い合わせください	・健康保険の資格がわかるもの(扶養者) ・マイナンバーが確認できる書類(子)		国保年金課	⑤ 4).
	姓が変わる方で、75歳以上の方または 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入 している方	資格確認書等の変更(後日郵 送)	・資格確認書 ・特定疾病療養受療証(お持ちの 方)			
	年金を受給している方	年金の氏名変更 ※共済年金の方は共済組合へ届出				⑤ 6).
こども	児童手当を受給していて、受給者が変 わる方(0歳～高校生)	児童手当の受給者変更 ※新たに申請する方が公務員の場合は、 勤務先に申請してください	・マイナンバーが確認できる書類(請求者) ・通帳・キャッシュカード(請求者) ※公金受取口座の場合は通帳等不要 ・健康保険の資格がわかるもの(請求 者)	必要なものがそろっていないくても お立ち寄りください	子育て支援課 (児童給付係)	⑥ 1).
	乳幼児・こども医療費受給者証をお持 ちで主たる生計維持者が変わる方(0歳 ～高校生)	乳幼児・こども医療費受給者証の 変更・喪失	・乳幼児・こども医療費受給者証 ・健康保険の資格がわかるもの(子)			
	放課後児童室(学童)の利用を希望す る方	児童室入室申請	・就労証明書など		オンライン手続き→	
	幼稚園・保育園・こども園に入園を希 望する方	幼稚園・保育園・こども園の入園相 談	※受付窓口でご相談ください		幼稚園・保育園課	⑥ 2).
	幼稚園・保育園・こども園に入園して いるお子さんがいる方	住所・氏名変更・保育料等の相談 など				
	ひとり親家庭等のご相談	児童扶養手当の相談・申請 ひとり親家庭等医療費助成の 相談・申請	※受付窓口でご相談ください ※受付窓口でご相談ください		子育て支援課 (児童給付係)	⑥ 1).

手続きチェックシート

こども

高齢

障がい

税・料金

その他

下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	確認	担当課	手続き別の 発券機のご操作
小中学生のお子さんが出て、経済的な事情がある方	就学援助の相談・申請	学校から申請書を受け取り必要事項を記入のうえ、当該学校へ提出してください		各小中学校	⑥ 3).
特別児童扶養手当の受給者が変わる方	特別児童扶養手当の受給者変更	※受付窓口でご相談ください		総合福祉課	⑤ 8).
重度障害者(児)の医療費助成受給資格をお持ちの方	重度障害者(児)医療費助成受給者資格の変更	・重度障害者(児)医療費助成受給者証 ・健康保険の資格がわかるもの ※認印が必要な場合があります			
姓が変わる方で介護保険証をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている方)	介護保険証の氏名変更 (後日郵送)	介護保険証		介護保険課	⑤ 5).
姓が変わる方で障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の氏名変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援医療受給者証など		総合福祉課	⑤ 8).
重度障害者(児)の医療費助成受給資格をお持ちの方	重度障害者(児)医療費助成受給者資格の変更	・重度障害者(児)医療費助成受給者証 ・健康保険の資格がわかるもの ※認印が必要な場合があります			
上下水道の使用者名義が変わる方	使用名義変更	お電話で手続きできます		水道料金お客さまセンター 055-995-1831	⑦ 4).
税・料金などの口座を変更する方	口座振替の変更	・預金通帳 ・通帳の届出印		税務課	⑤ 1).
戸別受信機 (広報無線機) を借りたい方、返却したい方、使用者が変わる方	新規貸出・返却 または 住所・名義変更手続き	返却の場合、戸別受信機(本体・コード)		危機管理課 22番窓口	⑦ 2).
市営住宅を退去する方または市営住宅に入居・同居を希望する方	市営住宅の退去手続き 市営住宅の入居・同居の相談	※受付窓口でご相談ください		都市計画課 建築住宅係	市役所 直接窓口へ 2階